

○野洲市くらし支えあい条例施行規則

平成 28 年 9 月 26 日

規則第 57 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日規則第 10 号

改正 平成 31 年 3 月 18 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用除外)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 26 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に規定するもの
- (2) 特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）別表第 2 第 6 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号、第 17 号、第 26 号及び第 41 号に規定するもの
- (3) 宗教団体又は政党その他の政治団体が行う商品等の販売又は有償による提供
(消費生活センターの名称等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する消費生活センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原 2100 番地 1

(開所時間)

第 5 条 センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(休所日)

第 6 条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員)

第 7 条 センターに、センター長、市長が別に定める消費生活相談員その他必要な職員を置く。

2 センター長は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

(情報の管理)

第 8 条 センターは、条例第 6 条第 2 項に規定する事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(登録の申請書に記載する事項)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、登録を受けようとする者（法人にあっては、その役員）の性別、生年月日及び役職とする。

(申請書の記載事項の省略の対象)

第 10 条 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- (2) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 29 条の登録を受けている者

- (3) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 57 条第 1 項の認可を受けている者
 - (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
 - (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
 - (6) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 190 条第 1 項の許可を受けている者
 - (7) 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 4 条の免許を受けている者
 - (8) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者
 - (9) 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 6 条の免許を受けている者
 - (10) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
 - (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
 - (12) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項の免許を受けている者
 - (13) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている者
 - (14) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項の登録を受けている者
- （訪問販売事業者登録簿）

第 11 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める訪問販売事業者登録簿は、別記様式によるものとする。

（登録事業者の軽微な変更）

第 12 条 条例第 14 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、法人の役員の氏名又は役職の変更とする。

（弁明の機会の付与）

第 13 条 野洲市行政手続条例（平成 16 年野洲市条例第 12 号）第 26 条、第 27 条並びに第 28 条において準用する第 14 条第 3 項、第 15 条並びに第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定は、条例第 12 条第 2 項（第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 項及び第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 17 条第 4 項の規定により弁明の機会を付与する場合について準用する。

（意見を述べる機会の付与）

第 14 条 条例第 19 条第 3 項及び第 21 条第 2 項に規定する意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面を市長に提出させることにより行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、証拠書類又は証拠物の提出を求めるものとする。

（商品テストを実施する者）

第 15 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- (2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- (3) その他市長が適当と認める者

（市長が求める場合に係る法律の規定）

第 16 条 条例第 22 条第 6 項に規定する規則で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 45 条第 1 項
- (2) 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 10 条第 1 項
- (3) 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 52 条第 1 項
- (4) 特定商取引に関する法律第 60 条第 1 項
- (5) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例（平成 29 年野洲市条例第 3 号）付則第 3 項の規定による記載をすることができるまでの間、この規則による改正前の野洲市くらし支えあい条例施行規則別記様式を使用するものとする。

(施行期日)

付 則 (平成 31 年規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

訪問販売事業者登録簿

(1) 登録番号及び登録年月日				
登 録 番 号				
初 回 登 録 ・ 更新登録年月日		最新登録年月日	種 別	年 月 日
登 録 履 歴				

注 新規：新規登録 変更：変更登録 更新：更新登録 消除：登録消除

(2) 野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 3 項の信用事業者の該当の有無

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ			
商 号 ・ 名 称			
フリガナ			
氏 名 (法人にあつては代表者の氏名)			
法 人 番 号			
販売し、又は有償により提供している主な商品等		項 名	分 類
主 たる 事 務 所	電 話 番 号		
	所 在 地	〒 -	

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号				
市の区域内 にある事務 所等①	事務所等名		電 話 番 号	
	所 在 地			
市の区域内 にある事務 所等②	事務所等名		電 話 番 号	
	所 在 地			
市の区域内 にある事務 所等③	事務所等名		電 話 番 号	
	所 在 地			
市の区域内 にある事務 所等④	事務所等名		電 話 番 号	
	所 在 地			
市の区域内 にある事務 所等⑤	事務所等名		電 話 番 号	
	所 在 地			

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別

※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載しています。

代 表 者	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
1 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
2 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
3 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
4 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
5 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
6 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	
7 人 目	フリガナ		役 職	
	氏 名			
	生年月日 / 年齢		性 別	